平成２５年（フ）第２５８号
岡山県笠岡市美の浜８番地の10
破産者　長栄海運有限会社
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第４７９号
金沢市安江町18番７号
破産者　株式会社柿本
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２８４号
静岡県袋井市新池845番地の14
破産者　山本資源株式会社
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１７９４号
札幌市白石区菊水７条３丁目６番18号　アルカディア菊水202号
破産者　村上　　力
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２６１号
相模原市中央区矢部１丁目２番３号　シルフィード相模原404号
破産者　安藤　寿彦
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第８７号
新潟県胎内市鍬江298番地
破産者　石井百合子
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第１２２号
新潟県胎内市羽黒135番地　グリーンコーポ紫峰Ｂ―103号
破産者　渡邊　義典
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第１６０８号
名古屋市緑区鳴海町上汐田19　ベルビレッジ上汐田503号室、開始決定時の住所名古屋市中区伊勢山１丁目８番６号
破産者　本多　清二
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３５５号
名古屋市西区上橋町28番地の１　ステラフィオーレ202号
破産者　垣内　敦子
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４６２号
名古屋市千種区萱場２丁目14番18号　アイコーポ萱場303号
破産者　寺西　秀高
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３２号
岡山県倉敷市玉島柏島3862番地８
破産者　生田　治男
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第７号
岡山県苫田郡鏡野町寺元351番地の５
破産者　正躰　豊太
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第２４２号
広島県大竹市北栄１番４の406号　県営北栄住宅４棟、開始決定時の住所広島県大竹市西栄１丁目９番16号
破産者　森本　裕香
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６８号
広島市西区己斐西町17番７号
破産者　桂田宏太郎
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８４号
広島県呉市広塩焼１丁目４番22号
破産者　日野企画こと　日野　勝博
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第５２２号
神奈川県相模原市南区下溝4380番地５　こぶしの森203号室、破産手続開始決定時の住所沖縄県那覇市首里金城町１丁目47番地１
破産者　猪野屋健二
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１０３号
富山県高岡市米島879番地１　コーポ米島205号
破産者　沙　　信治
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部